
四半期開示の見直し、
独立役員の確保に係る
実務対応に関する上場会社説明会

平成22年6月
全国証券取引所

本日の構成

第1部 適時開示制度関係（60分）

- 四半期決算に係る適時開示の見直しの概要と実務上の留意点
- 適時開示に係る軽微基準の連結ベースへの見直し
- 適時開示に係る宣誓書制度の見直し
- その他6月の上場規則改正における適時開示制度の見直し

第2部 コーポレート・ガバナンス関係（40分）

- 独立役員の出発フロー、確保状況、独立役員に期待される役割
- 独立役員確保に係る実務上の留意点
- 株主総会招集通知等の取引所HPへの掲載等
- その他6月の上場規則改正における上場諸制度の見直し

第1部



適時開示制度関係

特段の記載・説明がない限り、本資料は日本基準の連結財務諸表作成会社を念頭において解説するものです。
(日本基準の連結財務諸表非作成会社、米国会計基準適用会社、I F R S任意適用会社、日本基準の特定事業会社の第2四半期の取扱いについては、「四半期決算短信様式・記載要領」を参照してください。)

四半期開示関係

見直しの経緯

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 平成21年10月 | 東証・上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会設置 |
| 平成22年3月 | 東証・同部会から報告書を公表 |
| 平成22年4・5月 | 各取引所、制度要綱案を公表
意見募集（パブリック・コメント）実施 |
| 平成22年6月 | 新「四半期決算短信様式・作成要領」公表 |
| 平成22年7月 | 改正規則施行（予定）
新「四半期決算短信様式・作成要領」適用開始 |

四半期開示関係

見直しの適用時期

- 四半期決算：平成22年6月末日以後最初に終了する四半期決算から適用
平成22年6月末日以前に終了する四半期決算についても、
平成22年7月1日以降の発表分から早期適用することが可能

決算期末	初回適用となる四半期
3月31日 ~ 6月29日	第1四半期
6月30日 ~ 9月29日	第4四半期 ()
9月30日 ~ 12月30日	第3四半期
12月31日 ~ 3月30日	第2四半期

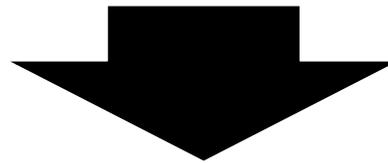
() 1事業年度が12か月超となっている場合のみ。

見直しの基本的な考え方

上場会社の業種・規模などの特性・実情によって、
投資者ニーズも多種多様な状況

四半期開示への投資者ニーズからみると、現状以上のディスクロージャーの充実を求められる会社が存在する一方、必ずしも充実した開示は必要なく基本的な情報で十分とする会社も存在

一律同様の開示を求める枠組みがあることが、必須とされる対応以外は行わないということに繋がっており、投資者ニーズに応じた開示を積極的に行う実務慣行の形成の妨げとなるおそれ



これまでの取引所による画一的な開示を求める枠組みを最小限に留め、
上場会社が自らの判断に基づき、投資者ニーズに応じた
的確なディスクロージャーを柔軟に行うことができるよう見直しを図る

四半期開示関係

見直しのポイント

開示時期	すべての上場会社に対して一律に、 四半期末後30日以内の開示が 望ましいものとして早期開示を要請	➔	四半期末後30日以内の早期開示と いう目安を示すことを取り止め、 投資者ニーズに応じた 開示時期に開示を行うよう見直し
開示内容	すべての上場会社に対して一律に、 同様の内容を開示するよう要請	➔	一律同様の開示内容は最小限に留め、 それ以外は、上場会社が 投資者ニーズを踏まえて 開示を行うよう見直し
	必須の内容として開示を要請 ・四半期決算短信(サマリー情報) ・定性的情報(文章説明) ・貸借対照表、損益計算書(累計) 重要性に応じて開示を要請 ・キャッシュフロー計算書 ・セグメント情報		四半期決算短信(サマリー情報)の 開示を最低限の要件として明確化 基本財務諸表(要約で可)のみ、 必須の内容として開示を要請 上記以外は、 上場会社が投資者ニーズを踏まえた開示 (例) 定性的情報、損益計算書(3か月)、 キャッシュフロー計算書、セグメント情報 個別情報、補足説明資料、英文情報等
その他	【四半期決算短信の軽微な変更・訂正に係る取扱いの見直し】 【四半期決算説明会資料の公平な情報提供】 【公認会計士等によるレビュー手続の実施状況の表示】		

四半期開示関係

開示内容（基本的な構成）

- 四半期決算短信は、取引所所定のサマリー情報様式とその添付資料で構成されます。

四半期決算短信	サマリー情報	取引所所定の四半期決算短信（サマリー情報）
	添付資料	取引所から必須の内容として開示を要請する事項 ・添付資料の目次等 ・その他の情報 ・基本財務諸表（BS、累計PL）（要約で可） ・継続企業的前提に関する注記 ・株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記
		投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項

- 四半期決算短信には、最低限、上場規程に基づきサマリー情報を開示するとともに、必須の内容として開示が要請される基本財務諸表（要約で可）を添付することが求められます。
- また、上記のほか、上場会社に対する投資者ニーズにおいて開示が求められる事項を四半期決算短信の添付資料として開示するとともに、四半期決算短信の開示以外の対応も含め、投資者ニーズを踏まえた的確な四半期決算発表を行うことが望まれます。

四半期開示関係

開示内容（サマリー情報）

- 今回の規則改正により、取引所所定の四半期決算短信（サマリー情報）により開示することが義務づけられます。

記載上の注意に従って開示することが必要となります。

四半期第 1 号様式〔日本基準〕（連結）
四半期第 2 号様式〔日本基準〕（非連結）
四半期第 3 号様式〔 I F R S 〕（連結）
四半期第 4 号様式〔米国会計基準〕（連結）
四半期第 5 号様式〔日本基準〕（連結）（特定 2 Q）

- 上記区分に該当しない場合は、上記各様式に準じて取引所が都度定める様式により開示するものとします。

開示内容（サマリー情報）

【実務対応のポイント】

- タイトルに会計基準の別、連結・非連結の別を表示
平成〇〇年〇月期 第〇四半期決算短信〔会計基準の別〕〔連結・非連結の別〕

- 表題等部分に以下の情報を追加
 - 四半期決算補足説明資料作成の有無
 - 四半期決算説明会開催の有無
作成又は開催の有無（作成又は開催を予定している場合を含む。）を表示

- I F R S 様式、米国会計基準様式を新たに制定
 - 従来の日本基準の連結・非連結・特定事業会社第2四半期様式の3つの様式に加えて、I F R S 様式、米国会計基準様式を新たに制定

- 業績予想の取扱い（変更なし）
 - 今回の見直しにおいて、業績予想の開示に関する取扱いは変更していません。
 - これまでの開示方法と異なる開示を行うことを検討している場合は、必ず取引所まで事前相談を行うようにしてください。

開示内容（サマリー情報）

- 公益財団法人財務会計基準機構会員マークの掲示（平成21年12月見直し実施）
 - 公益財団法人財務会計基準機構会員マークを通期決算短信に掲示していない場合、同財団への加入状況（加入に関する考え方を含む。）の開示を義務づけ
 - 四半期決算短信においても、同財団の会員マークを掲示するようにしてください。

- 配当状況欄を見直し（平成21年6月見直し実施）
 - 会社法上、剰余金の配当の配当原資は、剰余金を確定する手続が期末の計算書類について行われることを踏まえて、配当の効力発生日における分配可能額（最終事業年度末日の剰余金を基礎としてそれに一定の金額を加減算して算出した金額）とされていることから、合計配当金額欄の名称を「年間」から「合計」に変更

- サマリー情報作成時の自由度の拡充
 - 様式の定める内容のほか、任意で情報やロゴマークを追加できることを明確化

- 四半期レビュー手続の実施状況を表示することを要請
 - 四半期決算短信が金融商品取引法に基づく四半期レビュー手続の対象外ですが、投資者に注意喚起する観点から、四半期レビュー手続の実施状況を表示することを要請
(詳細は後述)

開示内容（添付資料）

〔四半期決算短信の基本的な構成〕

- 取引所から必須の内容として開示を要請する事項
 - 添付資料の目次等（目次、ページ番号、ヘッダー情報）
 - その他の情報
 - 当四半期中における重要な子会社の異動
 - 簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用
 - 会計処理の原則・手続・表示方法等の変更 / 会計方針の変更・会計上の見積りの変更
 - 継続企業の前提に関する重要事象等
 - 基本財務諸表（BS）（累計PL）（要約で可）
 - 継続企業の前提に関する注記
該当事項がある場合にその内容を記載（該当事項がない場合はその旨記載）
 - 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記
該当事項がある場合にその内容を記載（該当事項がない場合はその旨記載）

- 投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項

四半期開示関係

開示内容（添付資料）

【添付資料の目次等】

- 四半期決算短信（添付資料）には、ページ番号及びヘッダー情報を付してください。
（ ページ番号は、サマリー情報と通番にしないでください。 ）
- 添付資料の1ページ目に、四半期決算短信（添付資料）を記載してください。

〔目次の表示例〕

1．当四半期決算に関する定性的情報	P.XX
（1）連結経営成績に関する定性的情報	P.XX
（2）連結財政状態に関する定性的情報	P.XX
（3）連結業績予想に関する定性的情報	P.XX
2．その他の情報	P.XX
（1）重要な子会社の異動の概要	P.XX
（2）簡便な会計処理及び特有の会計処理の概要	P.XX
（3）会計処理の原則・手続、表示方法等の変更の概要	P.XX
（4）継続企業の前提に関する重要事象等の概要	P.XX
3．連結財務諸表等	P.XX
（1）四半期連結貸借対照表	P.XX
（2）四半期連結損益計算書	P.XX
（3）四半期連結キャッシュ・フロー計算書	P.XX
（4）継続企業の前提に関する注記	P.XX
（5）セグメント情報	P.XX
（6）株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記	P.XX
（ ）その他注記情報	P.XX
4．（参考）個別財務諸表等	P.XX
（1）（参考）四半期貸借対照表	P.XX
（2）（参考）四半期損益計算書	P.XX
・（参考）四半期製造原価明細書	P.XX
・その他投資者が四半期決算情報を適切に理解・判断 するために有用な事項	P.XX

〔ヘッダー情報の表示〕

(株) (1234) 平成 年 月 期 第 四半期決算短信

各ページの上部

開示内容（添付資料）

【その他の情報】

- 従前同様、以下の情報を必須の内容として開示することを要請します。
 - 当四半期中における重要な子会社の異動
 - 簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用
 - 会計処理の原則・手続・表示方法等の変更 / 会計方針の変更・会計上の見積りの変更
 - 継続企業の前提に関する重要事象等（該当がない場合は削除）

【基本財務諸表（BS、累計PL）】

- 以下の基本財務諸表を必須の内容として開示することを要請します。（要約で可）
 - 四半期連結貸借対照表
 - 四半期連結損益計算書（四半期累計期間）

投資者の投資判断に支障が生じない範囲で要約して差し支えありません。

【継続企業の前提に関する注記】

【株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記】

- 該当する場合に当該注記を開示することを要請します。
- 該当がない場合にも、該当がない旨を記載してください。

開示内容（添付資料）

■ 投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項

（具体例）

- 経営成績に関する説明（定性的情報）
- 財政状態に関する説明（定性的情報）
- 業績予想に関する説明（定性的情報）

- B S、累計 P L 以外の財務諸表
（ 3 か月 P L、C F 計算書、セグメント、その他の注記等）

- 投資者の投資判断上個別情報が重要と考えられる場合における
個別財務諸表

- 補足情報
： 例えば、「経営管理上重要な指標」「生産、受注及び販売の状況」、「設備
投資、減価償却費、研究開発費の実績値・予想値」、「主要な連結子会社の
業績の概況」など

四半期開示関係

投資者ニーズを踏まえた対応が求められる事項

- 四半期決算短信以外に、上場会社に対する投資者ニーズを踏まえ、四半期決算の内容を投資者にわかりやすく伝達するための取組みを行うことが望まれます。

(具体例)

- 四半期決算の補足説明資料の作成
- 四半期決算の説明会・電話会議（カンファレンス・コール）の開催など説明機会の確保
- 上記説明会・電話会議の状況説明や動画・音声情報の提供
- 四半期決算短信や補足説明資料の英訳、英訳情報の提供、海外向け説明会の開催（ 外国人持株比率が高い場合等における対応として考えられます。 ）

等

開示時期

- 四半期末後 30 日以内の早期開示という目安を示すことを取り止め
- 上場会社は、投資者ニーズを踏まえた適切な時期に開示することが望まれます。

【実務上の留意点】

- 四半期決算の内容が定まったにもかかわらず開示時期を遅らせることはできません。また、従来の開示時期をいたずらに遅らせることは適当とは考えられません。
- 上場会社内部における重要な会社情報の滞留を解消する観点から、開示可能となった段階で速やかに開示することが望まれます。

金商法上、四半期報告書を四半期末後 45 日以内に提出しなければならないことから、遅くとも、四半期報告書の提出までには、四半期決算短信の開示を行うことが必要となります。

開示時期の集中回避について

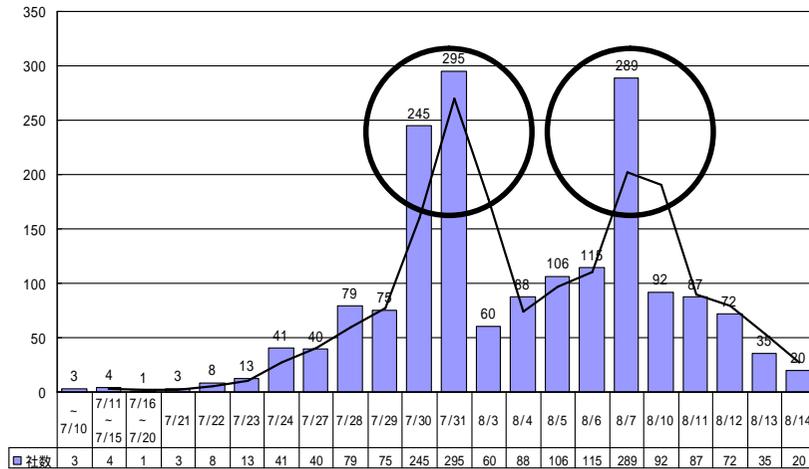
- 3月期決算会社の四半期決算発表は、特定日に集中する傾向が顕著となっています。
- 集中傾向がある特定日をできる限り回避した発表日を設定するようにしてください。
(月末・週末・四半期末後45日目)
- 四半期決算発表当日については、午後3時台に発表が特に集中する傾向があることから、できる限りピーク時を避けた時間帯に発表するよう要請しています。

3月期決算会社の四半期決算発表については、特定日に集中する傾向がみられます。特定日への発表の集中は、通常よりも記者会見等を開催する時間が遅れることや、1社あたりの発表時間が制約を受けるなどの実務上の弊害が生じることが考えられます。

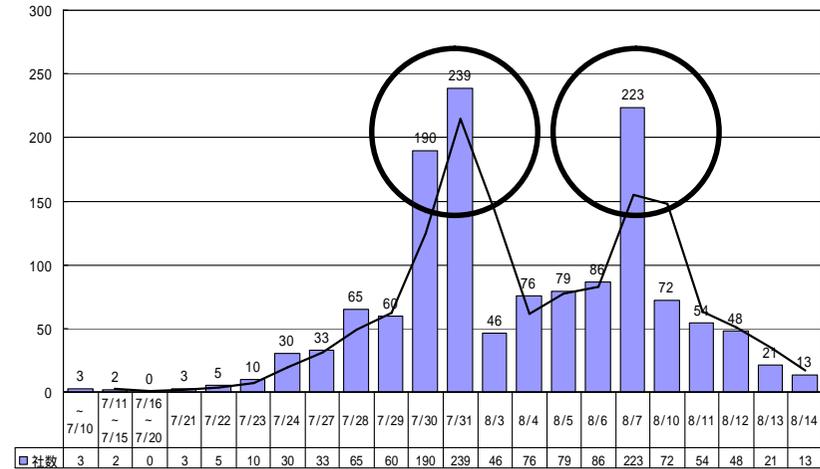
四半期開示関係

四半期決算短信の開示状況 (平成22年3月期第1四半期決算)

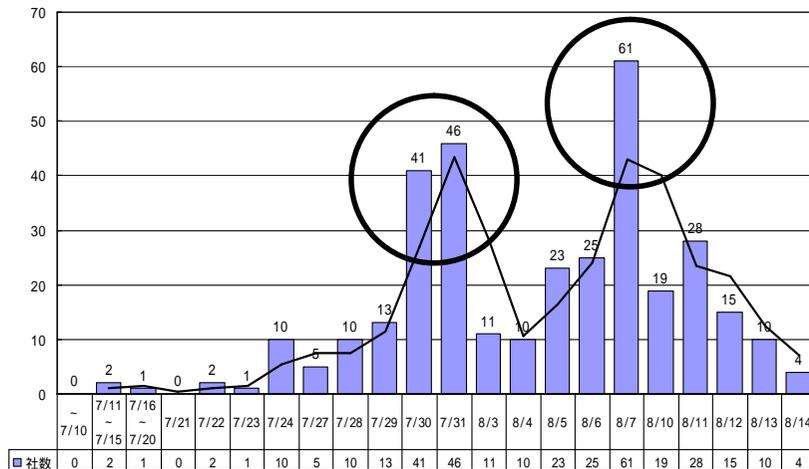
(全体) (平成22年3月期第1四半期)



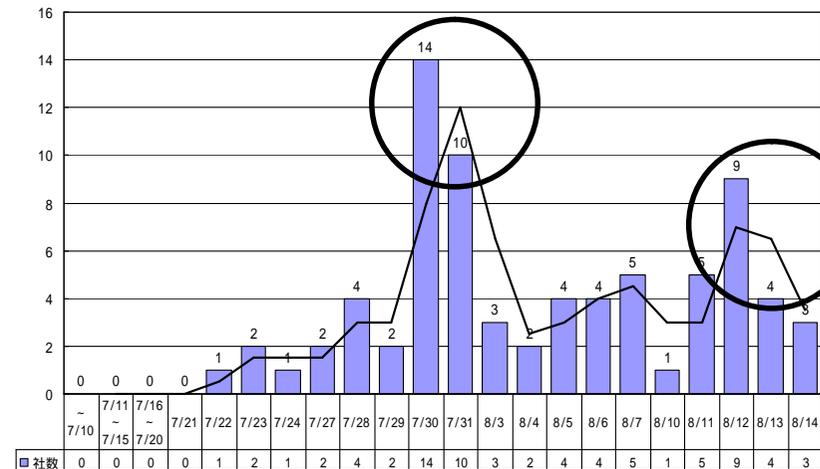
(市場第一部) (平成22年3月期第1四半期)



(市場第二部) (平成22年3月期第1四半期)



(マザーズ) (平成22年3月期第1四半期)



(東証上場会社のみ)

開示時期、開示内容等の選択のポイント

- 四半期決算短信及び付随する対応を行うにあたっては、投資者ニーズを踏まえ、上場会社自らの責任で、開示時期、開示内容をはじめとする対応を決定することが求められます。

投資者ニーズに的確に応える観点から、常に投資者ニーズを把握するように努めてください。IR活動や記者会見等を通じて、投資者・株主との間のコミュニケーションを密接に行うよう努めることが望まれます。

(国内、海外の個人投資家・機関投資家・証券アナリストなど)

とりわけ、機関投資家からの投資対象となり得る上場会社や、将来的に資本市場を活用した成長を企図している場合には、より積極的な開示、対応が求められています。

- 投資者ニーズを踏まえ、自社の業種・規模などの特性・実情も勘案し、四半期決算短信の開示時期、開示内容や、これ以外の対応を行うようにしてください。

四半期開示に対する意識・実態

■ 国内機関投資家

- 調査方法 取引所担当者によるヒアリング方式
- 調査時期 平成21年8月～10月
- 調査対象 以下の属性から偏りがないよう抽出し対象を選定し、
14社31名から意見をヒアリング
バイサイド 7社（信託、保険、投信、年金）、セルサイド 7社（証券）
国内系 9社、外資系 5社
担当セクター

■ 海外機関投資家

- 調査方法 有識者によるヒアリング方式
- 調査時期 平成21年10月
- 調査対象 米国・英国のヘッジファンド、年金基金、アセットマネジメント会社
等7社の代表者、運用責任者又はこれに準ずる方

■ 上場会社

- 調査方法 自記入アンケート方式
- 調査時期 平成21年8月～9月
- 調査対象 東証の全上場内国会社 2,332社（平成21年8月時点）
提出会社数 1,416社
提出率 60.7%

国内機関投資家向け調査、上場会社向け調査の詳細は、東証ホームページに掲載しています。

<http://www.tse.or.jp> HOME > 制度・規則 > 上場制度の総合整備 > ディスクロージャー部会

四半期開示関係

国内機関投資家の意識

四半期開示の意義、位置づけ

(東証調査より)

四半期開示は短期的な利益志向を助長するとの懸念から不要とする意見は一部みられるものの、概ね、環境変化が著しい現在にあっては、きめ細かく足元の業績動向を迅速に伝達する四半期開示は重要・必要であるとする意見が大半を占めた。
特に、海外や機関投資家から投資対象となる時価総額が中・大規模な上場会社や、将来的に資本市場を活用した成長を目指す会社については、より重要性・必要性が高いとする意見が多くみられた。

四半期開示の目的は、環境変化が著しい現在において、足元の業績動向を迅速に伝達することである。しっかりとした監査・レビューによる正確性よりも迅速性がより強く求められるものである。(保険)

四半期開示の必要性についてはさまざまな意見はあるが、環境変化が著しい現在において、仮に制度・ルールが設けられなかったとしても、グローバルベースでの投資対象となるためには、四半期開示を行わざるを得ない。結局のところ、ディスクロージャー・IRが不十分な上場会社は、海外投資家からも国内機関投資家からも投資対象から外されることとなってしまう。上場会社に取材する際に、ルール上開示が求められていないため開示はしないと答える上場会社も多く、ディスクロージャー・IRの充実が自社の適正なプライシングや成長に繋がる意識が乏しい。主要企業にもディスクロージャー・IRに対する意識が乏しいと感じられる上場会社が多く、仮に、制度・ルールがなくなった場合、ディスクロージャー・IRが急速に後退し、日本市場そのものが世界から見放されることが懸念される。(証券)

欧州でも、制度・ルールによる四半期開示制度はないものの、グローバルベースで投資対象となる主要企業の大半は、迅速な四半期開示を自主的に行っている。わが国の上場会社でも、海外投資家や国内機関投資家の投資対象となる主要企業や、将来的な成長を目指し投資対象となることを目標とする上場会社は、欧米並みの迅速な四半期開示を行うことが求められる。(保険)

四半期開示が短期的な投資行動を助長するという意見もあるが、現在は環境変化が急激に起こる時代であるため、四半期開示を廃止することは現実的ではない。むしろ四半期開示が廃止された場合には、市場に対する決算発表のインパクトがより大きくなってしまふことが懸念される。(投信)

法定の四半期開示制度がない欧州であっても、主要企業は自主的に四半期開示を行っている。(証券)

M & Aを行った場合などに、新会社の確定したBSが半年後に開示されるということは市場にとって大きなストレスになることが懸念され、この意味でも四半期開示の有用性は高いと考えられる。(投信)

四半期開示が、株価の短期的な上下を生み出していることは否定できず、長期性資金を運用する投資家の中には、四半期開示不要論もあると聞くが、急激に環境変化が生じる時代であるため、少なくとも主要企業については、海外・国内双方で四半期開示へのニーズは大変強く、廃止することは現実的ではない。(証券)

× 四半期開示が短期的な利益志向を助長していることは否定できない。(証券)

(東証調査より)

四半期開示関係

国内機関投資家の意識

四半期開示の意義、位置づけ（続き）

（東証調査より）

季節性の変動要因が大きい業種など、業種特性によっては、四半期開示の重要性が乏しい、不要とする声が少なからずみられ、市場の混乱要因となっているのではないとの指摘も寄せられた。業種によっては、四半期開示ではなく、月次の業績速報などの形で開示される方が望ましいとの意見もみられた。

季節性の変動要因が大きい業種については四半期開示の重要性は乏しいのではないか。建設やソフトウェアは導入当初から不要論があったが、やはり開示されることによってマーケットが混乱していることは否定できない。また、例えば、小売業などは月次実績が開示されているため、四半期ごとの情報は不要という声もある。（証券）

業種によっては四半期開示は不要ではないか。（証券）（投信）

季節的な変動要因が強い業種は、四半期開示の意味そのものがあるか疑問である。（証券）

業種毎の特性があるため一律に四半期開示は必要ないのではないか。業種の特殊性について十分に情報が伝わらない場合は投資家のミスリーディングを生む懸念もあるし、そこに仕掛けてくる短期性資金のヘッジファンドもいる。（信託）

業種によっては四半期開示に重要性があるとは言い切れない。建設業やプラントなど投資のサイクルが長期となる上場会社や、季節性の変動要因が大きい上場会社は、四半期開示の意義は薄い。個人投資家などは情報が十分に租借されないまま、数字にミスリードされて投資している懸念もあるし、短期性資金のヘッジファンド等は事情を承知して売買しているケースも散見され、マーケットの攪乱要因となっている。（証券）

一部の業種については、四半期開示に重要性があるとは言い切れない。例えば、小売業では季節要因の変動が大きく四半期開示で出てこない月次実績が重要視されている。また、投資のサイクルが長期となる建設業界についても、同様に四半期開示は上場会社の業績を反映せず、意義が薄いと考えられる。（信託）

金融や建設業は、四半期決算短信と四半期報告書の開示時期が近接しており、四半期報告書のみの開示でも差し支えないのではないか。（証券）

国内機関投資家の意識

四半期決算短信の開示内容（全般）

（東証調査より）

現状以上に開示内容を簡略化して迅速な開示を図ることについては、ほぼ回答者全員から否定的な意見が寄せられた。むしろ、ルール上は、四半期決算発表時において投資判断上最低限必要な情報として、BS、PLに加えて、セグメント情報の開示を義務づけるべきとの意見が寄せられた。（セグメント情報の開示負担を軽減するため、連結財規ベースではなく簡略化することも許容すべきとの意見があった。）

CFに関しては、省略して差し支えないとする意見と、必要とする意見が各々みられた。

- × BS、PL、セグメントなど、必要最低限の情報としてまとめて開示される必要がある。（ほぼ全員）
- × 簡略化して迅速な開示が実現しても意味は乏しい。（証券）
- × 簡略化した開示がされた場合であってもマーケットは当然反応する。しかし、中途半端な情報では、まともな投資分析はできない。制度・ルールでは、必要最低限の情報を開示することが必要である。（証券）
- × 簡略化して迅速な開示が実現しても意味はない。（証券）
- × これ以上簡略化されると、投資判断上消化不良となってしまうことが懸念される。（投信）
- × 欧米並みの水準が必要。最低でも、BS、PL、できればセグメント情報までは最低限の情報として開示されるべき。（証券）
- × 省略可能であっても、会社にとって重要な情報については四半期決算短信の開示時点で開示することが求められる。（信託）
- × セグメントについては、決算発表時において投資判断上最低限必要となるレベルの情報であるため、義務化すべき。（証券）
- × セグメントが任意となっているため、開示を省略している会社も多いが、セグメントは最低限の情報として開示すべき（証券）
- × キャッシュフローベースの投資判断がベースとなっているため、セグメントやキャッシュフローを開示していない会社は怖くてとても投資対象とならない。単純に、事務負担が軽くなるという理由や、義務ではないという理由程度で、セグメントやキャッシュフローを開示していない上場会社は、機関投資家の投資対象から外れていくことになるため、大きなデメリットを被っている。（保険）
- × 迅速な開示を実現するためには、キャッシュフローを省略することは仕方ないだろう。（保険）
簡略化して迅速な開示を実現しても、詳細な情報を求める圧力が強くなる。結果的に、上場会社の負担が重くなる。（証券）
- × 簡略化した場合、上場会社の負担もアナリストの負担も重くなることが懸念される。ある程度まとまった情報を伝達しなければ、アナリストも会社に対して多く取材することになるし、会社サイドも開示していない情報以外は話せないということにもなるので、双方の実務上のストレスが増すことが懸念される。（証券）
- × BS、PLのみでは不十分である。セグメントは四半期決算短信の開示時点で開示されるよう手当てが必要である。（信託）
- × 簡略化された四半期決算短信と法定開示の2本立てとなってしまうと、アナリストはレポートを2回書かざるえないことが想定されるが、あまり意味もないし、十分な投資分析ができなくなることが懸念されるため弊害が大きい。（証券）

国内機関投資家の意識

四半期決算短信の開示内容（サマリー情報、定性的情報）

（東証調査より）

サマリー情報は有用性が高く、開示されることが望ましいとの意見がみられた。
定性的情報は充実した形で開示されることが望ましいとの意見が多くみられ、また、四半期報告書に流用されることからそれほどの負担にはなっていないのではないかとの意見がみられた。一方で、それほどの充実が図れないのであれば、迅速な開示を促す観点から、省略することも考えられるとの意見も一部にみられた。
単体情報が重要な会社については開示されることが望ましいとの意見がみられた。

【サマリー情報】

短信様式は長年にわたり定着しているため、サマリー情報は開示されることが望ましい。（証券）

サマリー情報を見れば、だいたいの傾向は把握することができるため大変有用である。（投信）

【定性的情報】

- × 定性的情報がステレオタイプで短く、ほとんど意味がない。上場会社自身により、しっかりとした形で、実績の背景と今後の見通しに関する考え方を開示することが求められる。（証券）
- × 定性的情報を省略可能とし、決算数値・財務諸表のみの簡素なものにすることは望ましくない。投資家・アナリストにとっては、定性的な説明がされることが望ましい。決算数値のみ提供されることとなると、ミスリーディングを生む可能性が高い。（証券）
- × 四半期開示においては費用計上等の会計処理が統一されていないため、その点に関する詳細な説明が必要である。（証券）
- × 四半期決算短信の定性的情報は、そのまま四半期報告書に流用されており、仮に四半期決算短信のみ簡略化したとしても上場会社の実務負担が軽減されることにはならないのではないかと。（証券）
定性的情報については、四半期報告書にそのまま使われている部分も多く、上場会社の負担になっていることは考えづらい。ただし、開示義務を課す部分は最低限に留め、上場会社の自主性に委ねるべきである。（証券）
定性的情報の多くは、単に数値を文章で並べただけの場合が多く、要因分析を記載しているなどの例は極めて限定されている。実態を考えると、迅速な開示を促す観点からは定性的情報は省略することとしてもよいかもしれない。（保険）

【単体情報】

- × 連結開示しかされないため、支障が生じている。連単倍率が低い、あるいは、主たる子会社が単体と異なる事業を行っている場合などは開示が求められる。実際、単体情報に重要性があるため任意開示している会社もいるが、そうでない会社の方が多い。分析に必要なため取材したとしても、開示していないことは話さない会社も多く、投資判断の実務上支障が生じている。（証券）
- × 内需中心の上場会社や単体中心の上場会社の投資分析が十分に行えなくなった。
- × 持株会社の単体情報は不要であるが、主要事業を営む子会社の単体情報が開示することが求められる（信託）

四半期開示関係

国内機関投資家の意識

四半期決算短信の開示内容（補足説明）

（東証調査より）

海外や機関投資家から投資対象となる時価総額が中・大規模な上場会社や、将来的に資本市場を活用した成長を目指す会社などについて、四半期決算短信の開示内容を補うため、決算補足説明資料の作成・公表の必要性・重要性を指摘する声が強かった。

なお、実現方法としては、取引所による制度・ルールによる対応ではなく、推奨・要請等により、上場会社の自発的・積極的な開示を促すべきとの意見が多くみられた。

表やグラフを用いた決算補足資料や説明会資料など、より業績の実態をわかりやすく伝える努力が求められる。（保険）

業種によっては、四半期決算短信の内容だけでは不十分な場合もあり、そうした場合は、自発的に補足説明資料を作成することが望ましい。また、補足説明資料を説明会を開催する前の決算発表時点で開示することが望ましい。（投信）

時価総額規模の大きい上場会社であっても、決算の補足説明資料を作成していない会社も多い。補足説明がされなければ、投資分析上必要な情報が不足することが多く、自発的・積極的に開示するよう誘導することが望まれる。（証券）

決算補足説明資料は、会社の自発的なIR活動である。必要最低限の制度開示を求めるほか、取引所としては、制度や義務づけという形ではなく、自発的なIR活動を促していくことが望ましい。（証券）

アナリストカバレッジの対象となるような時価総額規模の大きい上場会社や時価総額規模が中・小程度の上場会社、あるいは将来的な時価総額増大を目標としている上場会社については、四半期決算短信の情報だけでは不足であり、それに加えて、投資判断上必要となる補足説明資料を作成、開示されるようになることが必要である。（証券）

業種や企業によって開示すべき情報は異なるため、現状以上に開示を義務づける項目を増やす必要はない。ただし、上場会社が独自の判断で自発的に開示すべき情報を開示することは推奨することが望ましい。（証券）

他 決算補足説明資料の公表は、決算発表後3日以内に行うよう要請しているが、できれば決算発表と同時に開示されることが望ましい。（証券）

他 Q & Aのみ削除して開示やHP掲載を行っている会社もあるが、物理的に説明会が出席が困難な場合もあるため、説明会の動画情報や、リーディングテキスト、Q & Aの内容が伝達されることが望ましい。全社一律に補足説明資料や説明会開催を義務づける必要はないが、補足説明資料を作成した場合や説明会を行った場合には、必ずその内容が開示されるよう対応することが望ましい。（投信）

他 海外投資家の投資対象となり、その積極的に投資してもらいたいのであれば、海外投資家向けの説明会を行わないまでも、速やかに英文の説明資料の公開や、リーディングテキストやQAの要約を英文で公開することが求められる。コスト負担や事務負担が大きいとしても、結局のところ自社の評価に跳ね返ってくるため、上場会社にとっても十分以上のメリットがある。（保険）

四半期開示関係

国内機関投資家の意識

四半期決算短信の開示内容（説明会）

（東証調査より）

海外や機関投資家から投資対象となる時価総額が中・大規模な上場会社や、将来的に資本市場を活用した成長を目指す会社などについて、四半期決算説明会などを通じた、マーケットとの対話の必要性・重要性を指摘する声が多くみられた。

なお、実現方法としては、取引所による制度・ルールによる対応ではなく、推奨・要請等により、上場会社の自発的・積極的な開催を促すべきとの意見が多くみられた。

説明会資料を出席者以外に配布しないケース等について改善が必要との意見多数。

動画・音声・リーディングテキスト等が有用とする意見多数。Q A非公開が多く改善が必要との意見多数。

カンファレンス・コール形式での開催を求める意見多数。

迅速に四半期決算短信の開示をしている上場会社でも、その後のマーケットとの対話がない上場会社も多い。海外投資家や国内機関投資家の投資対象となる主要企業は、マーケットとの対話の機会を設け、実績と将来の見通しに関するマネジメントのメッセージを発することが強く求められる。（保険）

時価総額規模の大きい上場会社であっても、決算説明会を開催しない会社も多い。補足説明がされなければ、投資分析上必要な情報が不足することが多く、自発的・積極的に開示するよう誘導することが望まれる。（証券）

決算発表説明会は、投資家が上場会社に取材できる重要な機会である。ただし、物理的な出席が困難な場合もあるため、カンファレンスコール形式で開催されることが望ましい。（投信）

説明会に集中の影響から物理的に参加できないケースが多くなってきている。海外投資家や国内機関投資家の投資対象となる主要企業は、カンファレンス・コールを導入し、遠隔地などからも参加可能なものとするよう対応を図ることが望まれる。（保険）

説明会の動画、音声、リーディングテキストなどが提供されることは投資判断上の有用性が高く、頻繁に利用している。（証券）

Q Aのみ削除して開示やHP掲載を行っている会社もあるが、物理的に説明会が出席が困難な場合もあるため、説明会の動画情報や、リーディングテキスト、Q & Aの内容が伝達されることが望ましい。全社一律に補足説明資料や説明会開催を義務づける必要はないが、補足説明資料を作成した場合や説明会を行った場合には、必ずその内容が開示されるよう対応することが望ましい。（投信）

決算説明会での配布資料を出席者のみにしか配布せず広く公開していない上場会社や、動画・音声を公開していてもQ A部分は公開していない上場会社も多い。フェア・ディスクロージャーの観点から、少なくとも決算説明会を行う場合には、決算説明会資料は広く公開すべきであるし、動画・音声を公開するのであればQ A部分も公開することが必要である。この部分は、問題が大きいため制度・ルールで何らかの手当てを講じていただきたい。また、決算説明のリーディングテキストやQ Aの要約が提供されることも極めて有用性が高い。（保険）

海外投資家の投資対象となり、その積極的に投資してもらいたいのであれば、海外投資家向けの説明会を行わないまでも、速やかに英文の説明資料の公開や、リーディングテキストやQ Aの要約を英文で公開することが求められる。コスト負担や事務負担が大きいとしても、結局のところ自社の評価に跳ね返ってくるため、上場会社にとっても十分以上のメリットがある。（保険）

海外機関投資家の意識

(1) 全般

- 日本市場の長期的発展のためには、現状よりさらに英文による開示が行われることが望ましい。
- 公平性の観点から、開示と同時にすべての資料を英語で開示すべき。
- 理想的には、四半期決算に関して開示・提供される情報、具体的には、四半期決算短信、四半期報告書、説明会資料、株主向けレポートなど、すべて日本語・英語の両方で行われるべき。これは通期決算についても同様。

(2) 開示時期

- データ開示は1か月が目処であり適時開示は重要である。
- これ以上の早期開示は必要ない。英語による情報開示を充実すべき。
- 英語による四半期決算開示は、45日以内で十分ではないか。

(3) 開示内容

- 四半期開示においてキャッシュフロー計算書とセグメント情報は必要最低限な情報であり開示されるべき。
- 四半期開示において投資分析上提供されることが望ましい情報は、連結のBS / PL / CF、単体のBS / PL / CF、販売管理費の明細、減価償却費・設備投資の概要、のれん、セグメント情報などである。

海外機関投資家の意識

- MD & A、リスク情報、研究開発、配当方針など定性的情報が定型化、形式化しており意味がない。形式的な充実よりも実態的な充実が急務。
- MD & Aがコピーアンドペーストで貧弱である。分析をしっかりと開示すべき。

(4) その他

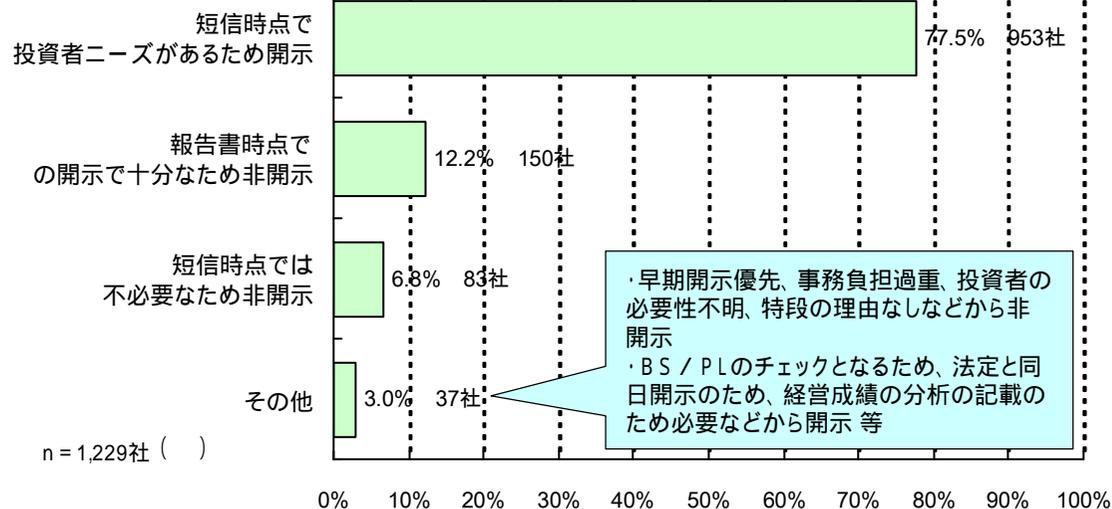
- 四半期報告書が必要ないとは言わないが、四半期決算短信に集約してもよいのではないか。
- 幼稚ともいえるぐらい細かいルールを作らなければ機能しないということであれば、大半の会社が上場の意味を理解していないということではないか。
- 長期投資家であるため四半期開示は興味がない。半期で十分である。
- 年金基金のような超長期投資家にとって、しっかりした長期計画や年次決算開示が重要であり、四半期開示は不要である。

しかし、グローバルに四半期開示が定着しルビコン川を渡ってしまったため、引き返せないだろう。四半期開示自体は透明性が向上するので評価はしている。近視眼的な経営判断や投資判断は、四半期開示が悪いのではなく利用の仕方が問題である。原因と兆候を混同してはならない。

四半期開示関係

上場会社の実態

四半期決算短信におけるセグメント情報の開示

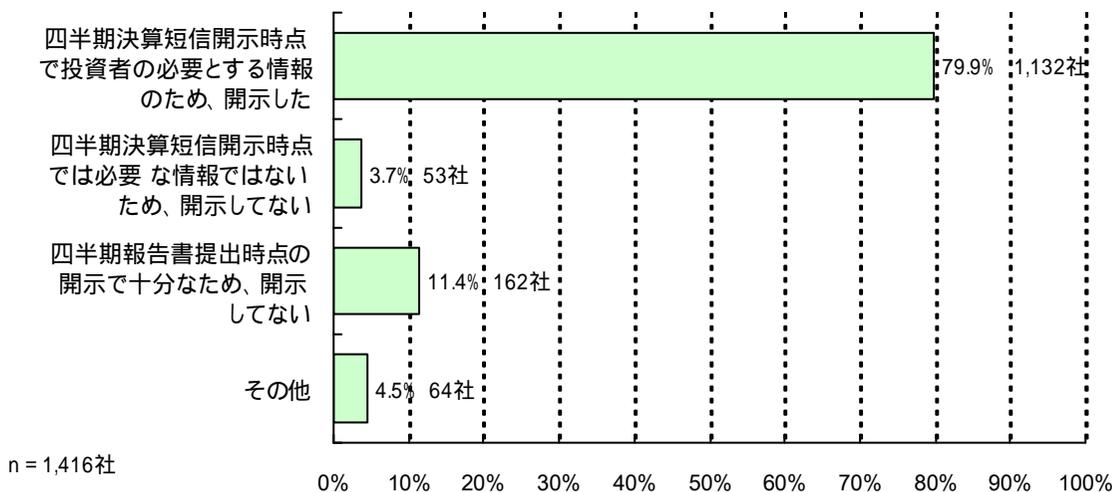


四半期決算短信の開示時点で投資者が必要とする情報であるため、開示を行ったとする会社が全体の8割程度となった。一方、非開示会社は2割程度に留まっている。

また、その他の回答では、実務負担が重いことから、連結財務諸表規則に基づく注記情報ではなく定性的情報等において、売上高のみ開示する、あるいは、桁数を省略して開示するといった会社がみられた。

() 全1,416社から連結非作成・重要性基準該当会社(187社)を除く

四半期決算短信におけるキャッシュ・フロー計算書の開示



四半期決算短信の開示時点で投資者が必要とする情報であるため、セグメント情報と同様、開示を行ったとする会社が全体の8割程度に上った。一方、非開示会社は15%程度に留まっている。

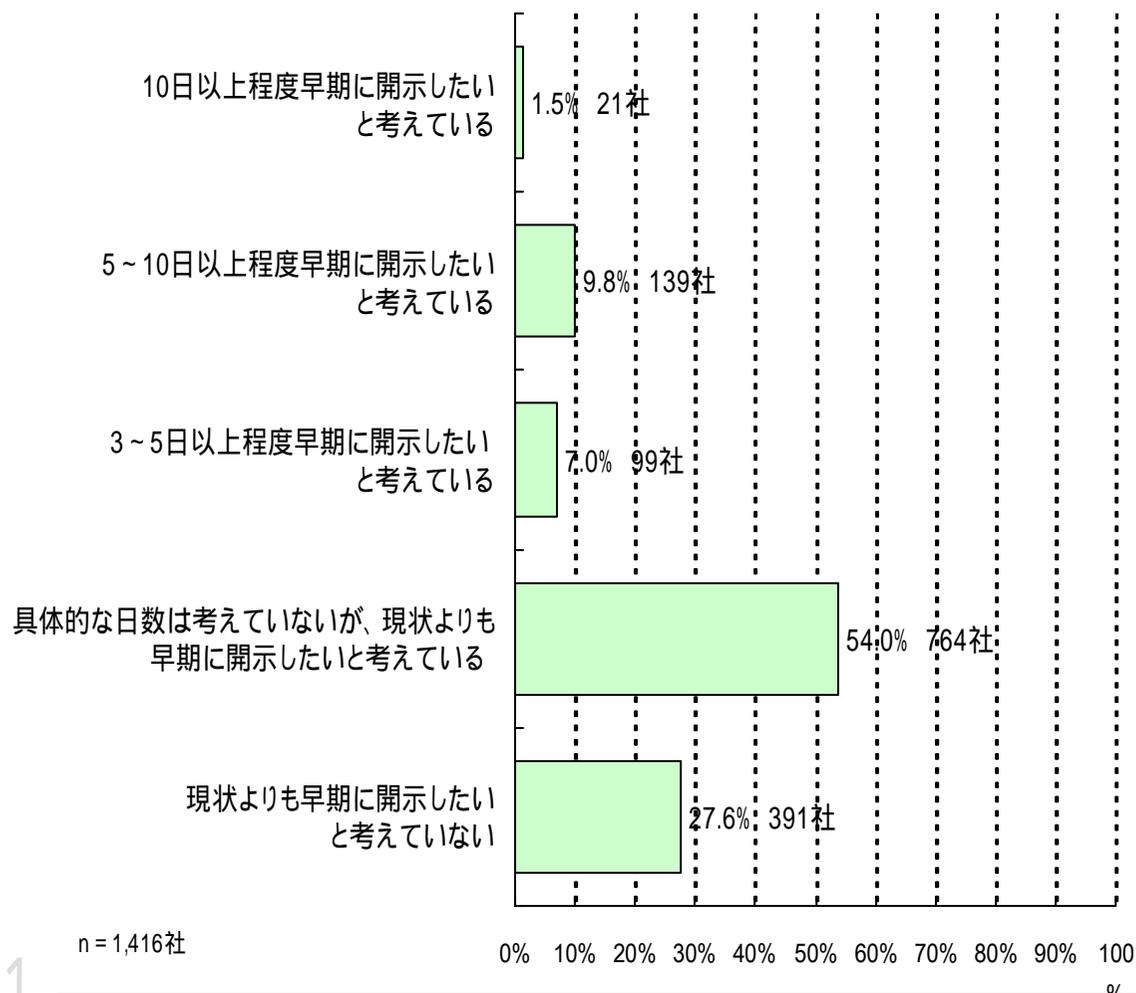
また、その他の回答では、四半期決算短信上キャッシュ・フロー本表そのものは省略したが、各キャッシュ・フローの金額は重要と判断し、決算短信補足資料にて開示しているといった会社がみられた。

(東証調査より)

四半期開示関係

上場会社の実態

将来的な四半期決算短信の早期開示に向けた意識



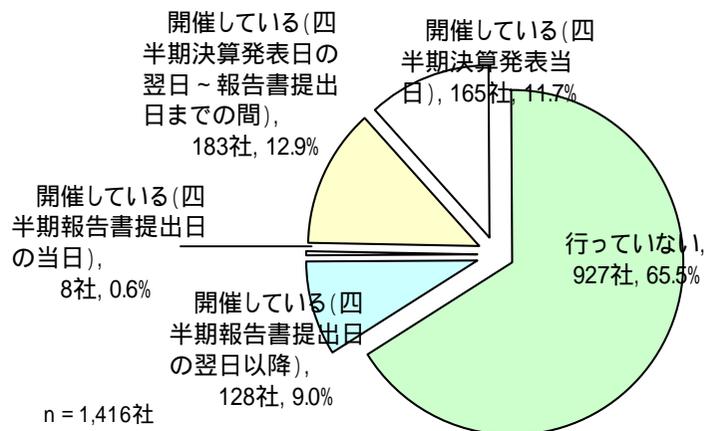
四半期決算短信の早期開示については、現状よりも早期に開示したいと考えている会社は全体の7割超となった。一方、早期化する考えのない会社も27.6%に上った。

(東証調査より)

四半期開示関係

上場会社の実態

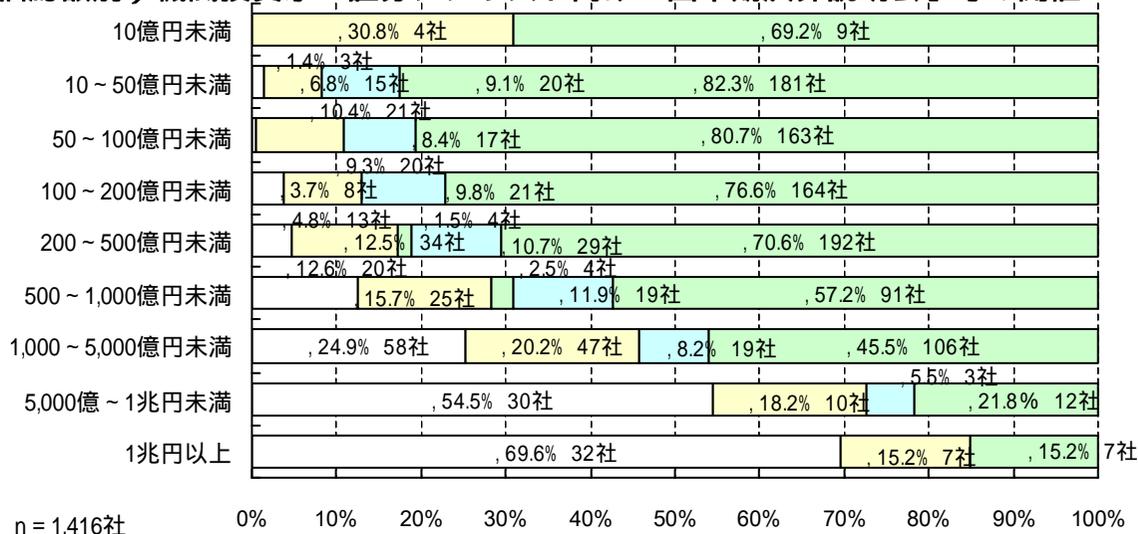
機関投資家・証券アナリスト向け「四半期決算説明会」等の開催



機関投資家・証券アナリスト向けの説明等の開催については、行っていない会社が65.5%と最も多い。

開催している中では四半期決算発表の翌日～報告書提出日が最も多く、四半期報告書提出日の当日以外はいずれも1割程度となっている。

(時価総額別) 機関投資家・証券アナリスト向け「四半期決算説明会」等の開催



時価総額別()を見ると、時価総額に比例して機関投資家向け説明会を開催していることが分かる。

特に、時価総額5,000億円以上1兆円未満の会社は5割強、時価総額1兆円以上の会社は7割程度の会社が機関投資家向け説明会を開催している。

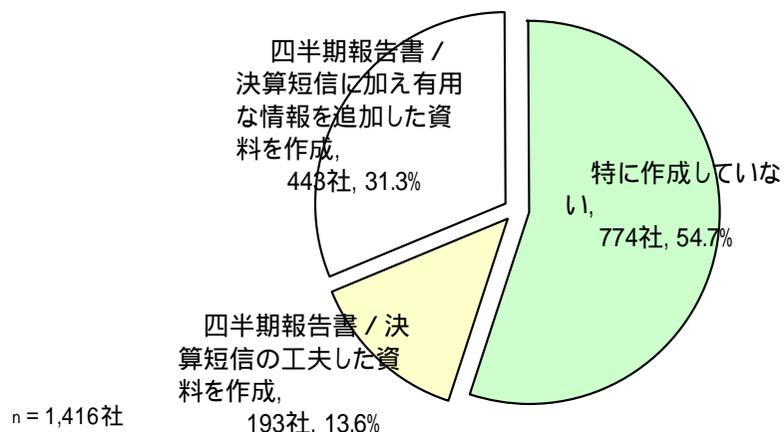
() 2009年9月末日時点

(東証調査より)

四半期開示関係

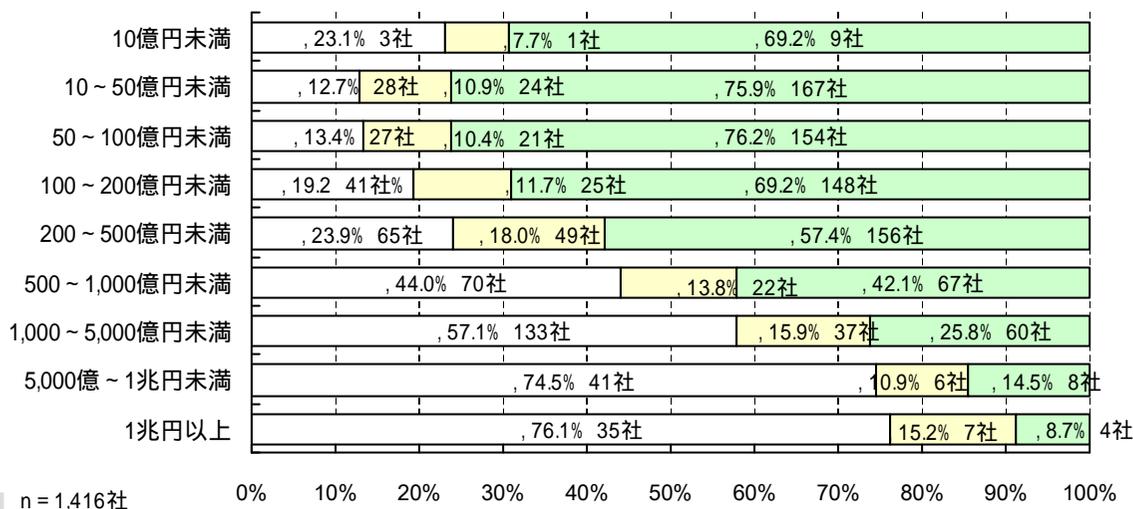
上場会社の実態

四半期決算の補足資料の作成



四半期決算の補足資料の作成については、特に作成していない会社が過半数を上った。

(時価総額別) 四半期決算の補足資料の作成



時価総額別()にみると、時価総額が高い会社ほど四半期決算発表の補足資料の作成を行っている割合が高くなっている。

特に、時価総額5,000億円以上1兆円未満の会社及び時価総額1兆円以上の会社は、7割超の会社が補足資料の作成を行っている。

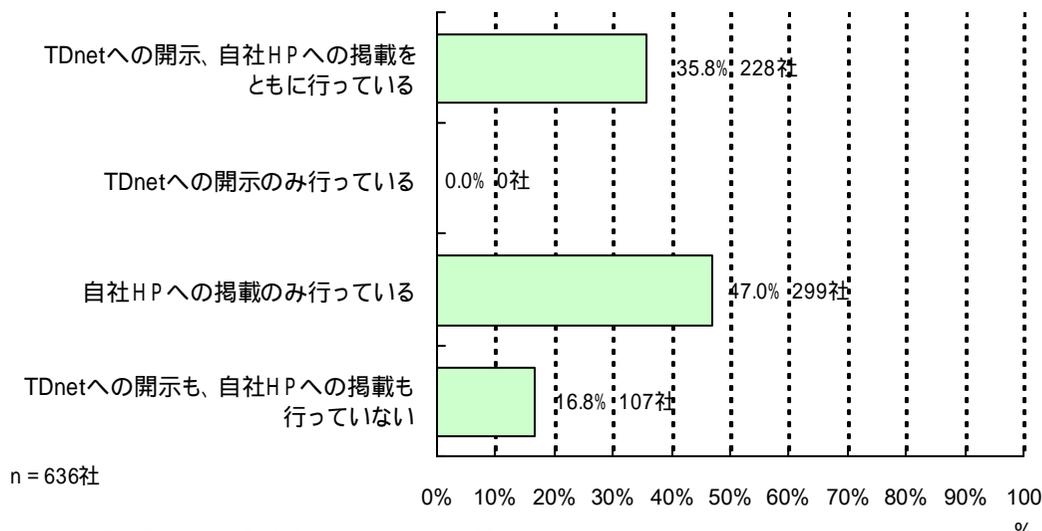
()2009年9月末日時点

(東証調査より)

四半期開示関係

上場会社の実態

補足説明資料のTDnetへの開示や自社ホームページへの掲載

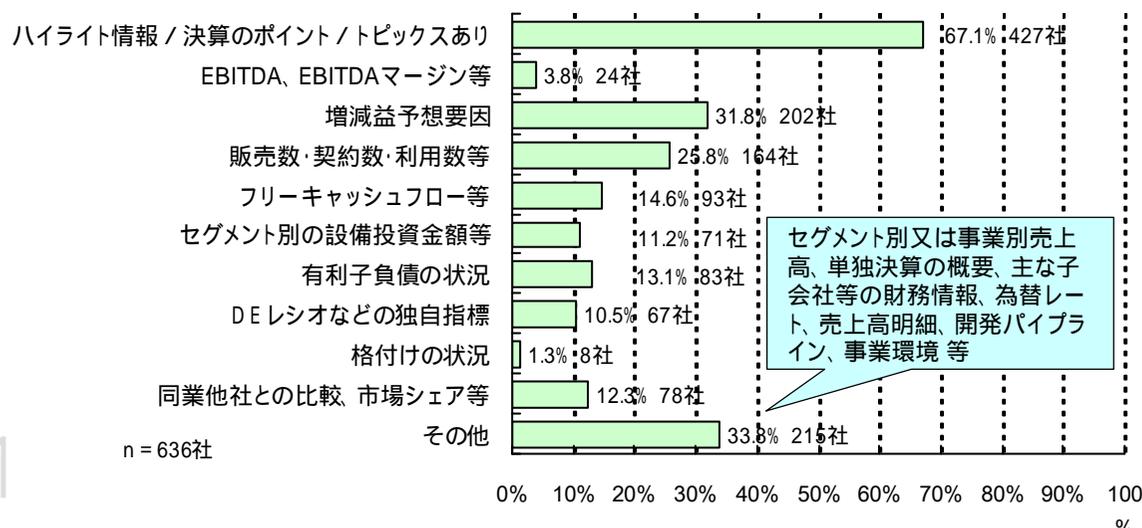


(2) において何らかの補足資料を作成している会社(636社)に、TDnetへの開示や自社HPへの掲載について確認したところ、

・自社HP掲載のみしている会社が5割弱、次いでTDnetと自社HPへの掲載をともにしている会社が35.8%となっている。

一方で、TDnetへの開示も自社のHPへの掲載も行っていない会社も16.8%に上った。

補足説明資料における追加情報



何らかの補足説明資料を作成しているとする会社(636社)に追加情報を確認したところ、

・ハイライト情報・決算のポイント・トピックスを記載している会社が67.1%と最も多く、次いで、増減益予想要因(31.8%)、販売数・契約数・利用数等(25.8%)となっている。

・その他の回答では、業種・規模等に応じて投資者が投資判断上必要と判断する情報を自発的・積極的に記載していると考えられる例が多くみられた。

(東証調査より)

的確な四半期開示の実現に向けた取引所の対応

【取引所による開示状況のモニタリング】

- 取引所では、投資者ニーズを踏まえた的確な四半期開示の実現に向けて、四半期決算短信の開示時期、開示内容、それ以外の対応などの状況をモニタリングすることを予定しています。

【取引所による個別の開示要請】

- 取引所では、投資者ニーズを踏まえた開示を実現する観点から、必要に応じて個々の上場会社に対して相談や、
開示要請を行うことを予定しています。

四半期レビュー手続の状況の表示

- 今回の見直しにおいて、
 - ・ 四半期決算短信において開示される四半期財務諸表は、金商法上の四半期レビュー手続の対象ではありませんが、投資者に対して注意喚起を行う観点から、取引所では、四半期決算短信において四半期財務諸表を開示する際には、四半期レビュー手続の実施状況を表示することを要請しています。取引所からの要請事項と異なる開示を行うことを検討している場合は、必ず取引所まで事前相談を行うようにしてください。
- 具体的には、四半期決算短信（サマリー情報）において、以下の（記載例）のように表示することが考えられます。

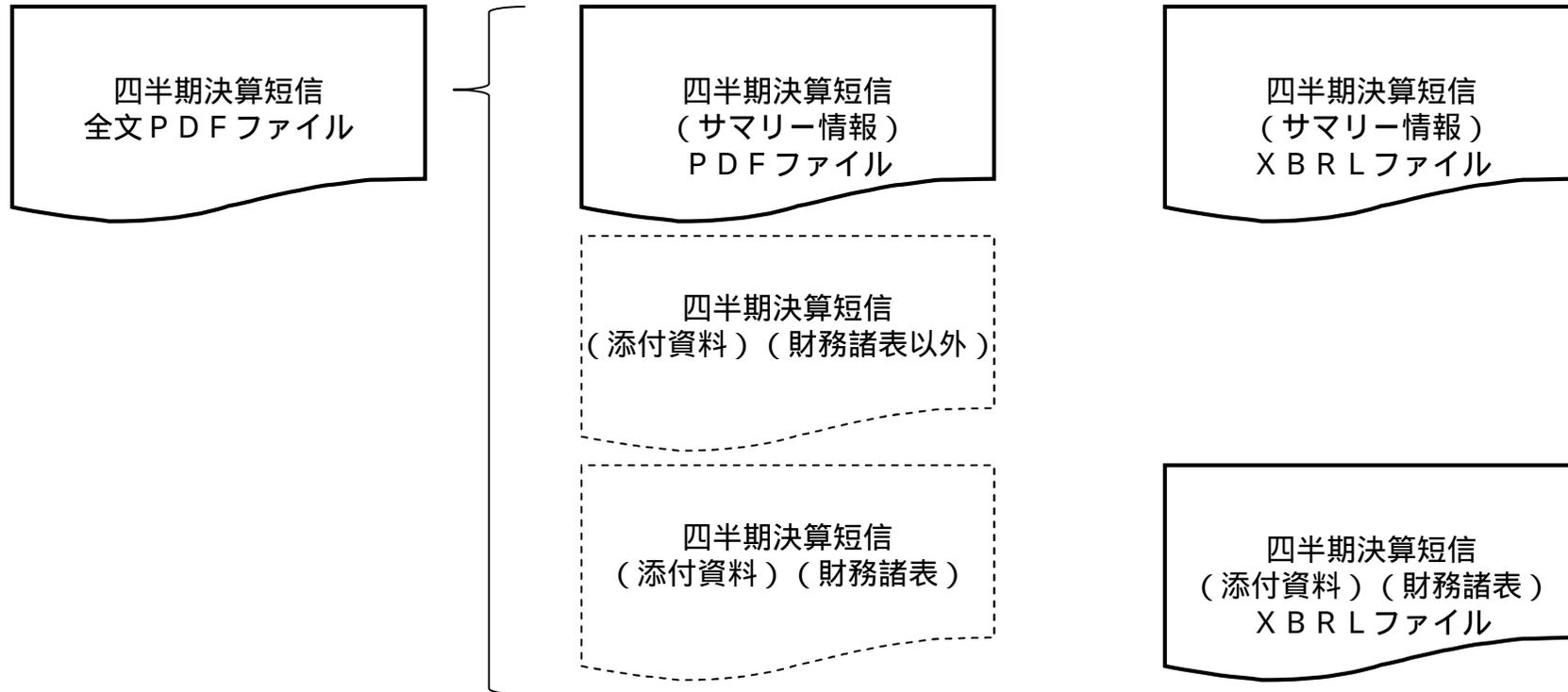
（記載例）

- この四半期決算短信は、金融商品取引法に基づく四半期レビュー手続の対象外であり、この四半期決算短信の開示時点において、四半期財務諸表に対する四半期レビュー手続が実施中です。
- この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期財務諸表のレビュー手続が実施中です。
- この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期財務諸表のレビュー手続は終了していません。
- この四半期決算短信は、金融商品取引法に基づく四半期レビュー手続の対象外であり、この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期財務諸表のレビュー手続は終了していません。

レビュー手続に関して公認会計士等との間に大きな意見の隔たりがあるなど、投資者に誤解が生じ得る特段の事情があるときには、その事情等について開示することが考えられます。

T D n e t の登録方法の見直し

- 四半期決算短信をT D n e t への登録する際は、以下の4つのファイルを登録してください。



- サマリー情報のPDFファイルは、文書作成ソフト（Word等）により作成したファイルを登録してください。

T D n e t オンライン登録サイトにおいて作成したサマリー情報のXBRLファイルは、当面、旧様式のままとなっているため、PDFファイルを作成することはできません。

四半期決算短信の変更・訂正について

■ 見直し前

- 四半期決算短信の開示内容について、四半期報告書との差異が生じるなど、変更・訂正すべき事情が生じた場合、すべての変更・訂正の内容を直ちに開示する必要

■ 見直し後

- 投資者の投資判断上重要な変更・訂正である場合を除き、法定開示書類の提出後遅滞なく当該変更・訂正の内容を開示することで足りるよう見直し
- 訂正義務が生じる範囲をサマリー情報及び必須の内容として開示要請している事項に限定
(これ以外の変更・訂正は、上場会社の判断により行うようにしてください。)

投資者の投資判断上重要な変更・訂正については、

従来どおり直ちに開示することが必要

四半期決算補足説明資料の公表

- 上場会社は、四半期決算の内容に関する補足説明資料を作成し、四半期決算説明会において第三者に提供する場合には、当該資料の投資者への公平な情報提供に努めることが義務づけられます（努力義務）
- 具体的には、一定期間自社ホームページに掲載することや、投資者から求めがあった場合に郵送することなどの方法により対応することが考えられます。

四半期決算説明会は、上場会社において投資者ニーズに応じて開催するようにしてください（取引所として開催を義務づけるものではありません。）。

四半期決算説明会の出席者に対してのみ、開示義務の対象となる投資者の投資判断上重要な会社情報を提供することがないようにご注意ください。

〔マザーズ上場会社の会社説明会開催義務〕

- マザーズ上場会社は、上場規則上、年2回以上、当該会社に対する投資に関する説明会（会社説明会）を開催することが義務づけられています。
- また、当該説明会の概要を記載した書面及び当該説明会において使用した資料その他の資料を、遅滞なく当取引所に提出することが義務づけられています（当該書面及び当該資料のうち取引所が必要と認めるものは公衆縦覧に供されます。）

Q & A

Q . 開示時期・開示内容が自由化されたので、取引所が義務づけ・要請する最低限の内容で開示したいと思います。問題がありますか？

A . 各々の上場会社が投資者ニーズを踏まえた開示を主体的に行うことが求められます。

上場会社は、投資者ニーズを把握するように努めるとともに、これに的確に応える開示を行うようにしてください。また、この実現のため、IR活動や記者会見等を通じて、投資者・株主との間のコミュニケーションを密接に行うよう努めることが望まれます。

取引所では、状況調査を行い、必要に応じて個々の上場会社に対して開示要請を行うことがあります。

Q & A

Q . 取引所が必須の内容として開示を要請する事項は、必ず開示することが求められますか？

A . 取引所が必須の内容として開示を要請する事項は、投資者の投資判断上重要な情報として、すべての上場会社に対して開示することが求められる内容であると考えられます。

原則として、すべての上場会社において開示することが求められるものであり、取引所からの要請事項と異なる開示を行うことを検討している場合は、必ず取引所まで事前相談を行うようにしてください。

特段の理由なく開示を行わない場合は、投資判断上重要と認められる情報が欠けるものとして、上場規程に抵触するおそれもありますので、十分にご留意ください。

四半期開示関係

Q & A

Q . 四半期決算短信（サマリー情報）様式により開示しなければならないのですか。

A . 上場規程上、上場会社は、取引所所定の様式により四半期決算に係る適時開示を行うことが義務づけられています。様式の記載上の注意を含めて遵守することが必要となります。

Q . 様式の定める内容はどこまで改変することができますか。

A . 上場会社は、四半期決算発表を行う際に、取引所所定の四半期決算短信（サマリー情報）様式により開示することを義務づけられており、原則として、様式どおりの開示内容・順序で開示することが必要となります。ただし、様式の定める内容が自社の勘定科目にない場合には、取引所担当者と相談した上で、これに相当する勘定科目を記載することができます。

また、様式の定める内容のほか、任意でハイライト情報や、個別情報を追加することができます。

Q & A

Q . 四半期レビュー手続の実施状況は必ず表示することが求められますか。また、記載例として掲げられているとおりに記載する必要がありますか。

A . 四半期決算短信において開示される四半期財務諸表は、金商法上の四半期レビュー手続の対象外となるため、投資者に対して注意喚起を行う観点から、取引所では、四半期決算短信において四半期財務諸表を開示する際には、四半期レビュー手続の実施状況をサマリー情報において表示することを要請しています。したがって、取引所が開示を強制するものではありませんが、要請と異なる開示を行うことを検討している場合は、必ず取引所まで事前相談を行うようにしてください。

なお、記載例はあくまで考えられる例であり、実際の四半期レビュー手続の実施状況に即した説明を行うことが求められます。とりわけ、四半期レビュー手続に関して公認会計士等との間に大きな意見の隔たりがあるなど、投資者に誤解が生じ得る特段の事情があるときには、その事情等について開示することが考えられます。

四半期開示関係

Q & A

Q . 四半期決算短信を開示した後に誤りがあることが判明しました。投資者の投資判断には影響が乏しいと考えられますが、開示する必要はありますか。

A . 四半期決算短信を開示した後に、四半期報告書との差異が生じるなど、四半期報告書の提出前に変更・訂正すべき事情が生じた場合、投資者の投資判断上重要な変更・訂正である場合を除き、法定開示書類の提出後遅滞なく当該変更・訂正の内容を開示することで差し支えありません。

投資者の投資判断上重要な変更・訂正の具体例として考えられる事項は、以下のとおりです。

(具体例)

- ・開示した指標値の概ね0 . 1 %を超えるような変更・訂正
- ・サマリー情報として開示したPDFファイル・XBRLファイルの不整合・不一致
- ・サマリー情報と財務諸表の不整合・不一致

なお、変更・訂正の対象範囲は、四半期決算短信(サマリー情報)及び必須の内容として開示要請している事項その他投資者の投資判断上重要な事項に限ります。これ以外の変更・訂正は、上場会社の判断において行うようにしてください。

四半期開示関係

Q & A

Q．説明会資料等を公平に情報提供するために、どのように対応すればよいですか。

A．自社のホームページに一定期間掲載することや、投資者から求めがあった場合に郵送することなどの方法により対応することが考えられます。

また、T D n e tを利用して周知していただくことも考えられるほか、当該資料を配布する説明会の出席者を限定せずに広く参加することができるように対応するなどの方法も考えられます。

Q．公平な情報提供の対象となる説明会資料等とはどのようなものですか。例えば、証券アナリストと個別に面談した際の資料などは対象になりますか。

A．公平な情報提供の対象となる資料は、四半期決算説明会において配布する補足説明資料等が考えられ、実務上対応可能な範囲でできる限り公平な情報提供に努めることが求められます。

ただし、特定の一部の者に対して、未開示・未公表の投資判断上重要な情報の提供を行うことは適切ではないと考えられることから、投資者の投資判断上重要と考えられる情報については、四半期決算短信において開示することが望まれます。

その他適時開示制度の見直し

軽微基準の連結ベースへの見直し

- 従来、上場会社の単体ベースの売上高等への影響の度合いに応じて判断してきた適時開示上の軽微基準について、投資評価や企業経営が連結ベースで行われている市場実態等を踏まえ、上場会社の連結ベースの売上高等への影響の度合いに応じて判断するよう改めることとします()。
- 内部者取引規制上の重要事実に該当する会社情報については、適時開示が必要です。

	見直し前	見直し後
適時開示に関する軽微基準に該当するもの	■上場会社の単体ベースの売上高等への影響額が軽微であるもの	■上場会社の連結ベースの売上高等への影響額が軽微であるもの かつ ■上場会社の単体ベースの売上高等への影響額が軽微であるもの(インサイダー取引規制上の軽微基準に該当するものに限る。)

連結財務諸表非作成会社については、従来どおり上場会社の単体ベースの売上高等への影響額に応じて判断してください。

その他適時開示制度の見直し

適時開示に係る宣誓書制度の見直しの概要

- 従来、上場会社に提出を求めてきた適時開示に係る宣誓書について、企業行動規範など上場会社に遵守を求める規定が適時開示以外にも増加してきたことを踏まえ、内容を整理し、当取引所の定める規則の遵守を確認する書類（確認書）に改めます。

	適時開示に係る宣誓書	確認書（ 1 ）
内容	<ul style="list-style-type: none">■ 投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを代表者が宣誓	<ul style="list-style-type: none">■ 以下の2点について上場会社が上場契約書において承諾したことを代表者が確認 取引所の諸規則等を遵守すること それらに基づいて取引所が行う上場廃止等の措置に従うこと
提出のタイミング	<ul style="list-style-type: none">■ 宣誓書を提出した代表者が異動したとき■ 前回の宣誓書の提出から5年が経過したとき	<ul style="list-style-type: none">■ 確認書を提出した代表者が異動したとき
公衆縦覧の有無	あり（取引所HP上に掲載）	なし
添付書類の有無	あり（適時開示体制概要書）	なし（ 2 ）

1 確認書のフォーマットは、取引所ホームページ上に掲載します。

2 適時開示体制概要書の内容については、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の「 その他」「2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」において記載することとします。

適時開示に係る宣誓書（移行措置）

（確認書の提出）

- 改正規則の施行日までに「適時開示に係る宣誓書」を提出した場合は、確認書を改めて提出いただく必要はありません。
- 平成22年6月に「適時開示に係る宣誓書」を提出した代表者が異動した場合は、改正規則の施行日以後に改正後の確認書を提出することができるものとします。
- 「適時開示に係る宣誓書」の前回提出から5年間が経過した場合であっても、改正規則の施行日以後は、宣誓書の再提出は不要とします。
- 取引所ホームページに掲載されている「適時開示に係る宣誓書」については、全上場会社分について、7月上旬を目途に掲載を取りやめます。

（適時開示体制概要書のコーポレート・ガバナンス報告書への統合）

- 適時開示体制概要書の内容について変更が生じていない場合は、改正規則の施行に合わせたコーポレート・ガバナンス報告書への統合、再提出は不要とします。
- 適時開示体制概要書の内容について変更が生じた場合は、変更後の内容をコーポレート・ガバナンス報告書に記載し、提出するものとします。
- 取引所ホームページに掲載されている適時開示体制概要書については、その内容について変更が生じるまでの間は、改正規則施行後も取引所ホームページへの掲載を継続します。

その他適時開示制度の見直し

IFRS任意適用を踏まえた上場制度の整備

(上場基準上の取扱い)

適時開示の 軽微基準	売上高・経常利益・当期利益を利用	➔	IFRSでは経常利益が開示されない ことから、売上高・当期利益を利用
債務超過に係る 上場廃止基準等	債務超過(1期)による指定替え 債務超過(連続2期)による上場廃止		当面の間、日本基準とIFRSの差異 による影響を除外して基準を適用
不適当な合併等 に係る形式基準	経常利益を利用		当期利益を利用

(決算情報の開示上の取扱い)

サマリー情報の 開示内容	従来(実績・予想値)	➔	IFRS(実績値)	IFRS(予想値)
	売上高		売上高	売上高
	営業利益		営業利益	営業利益
	経常利益			
	当期純利益		税引前利益	税引前利益
			包括利益	当期利益
添付資料の 開示内容	<p>【財務諸表の注記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表注記については有用性の高いものに限定 <p>【適用初年度の比較可能性確保のための対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較可能性確保のための情報(法定開示で求められる情報と同様)を開示 			

その他適時開示制度の見直し

通期決算短信の見直し（今後の予定）

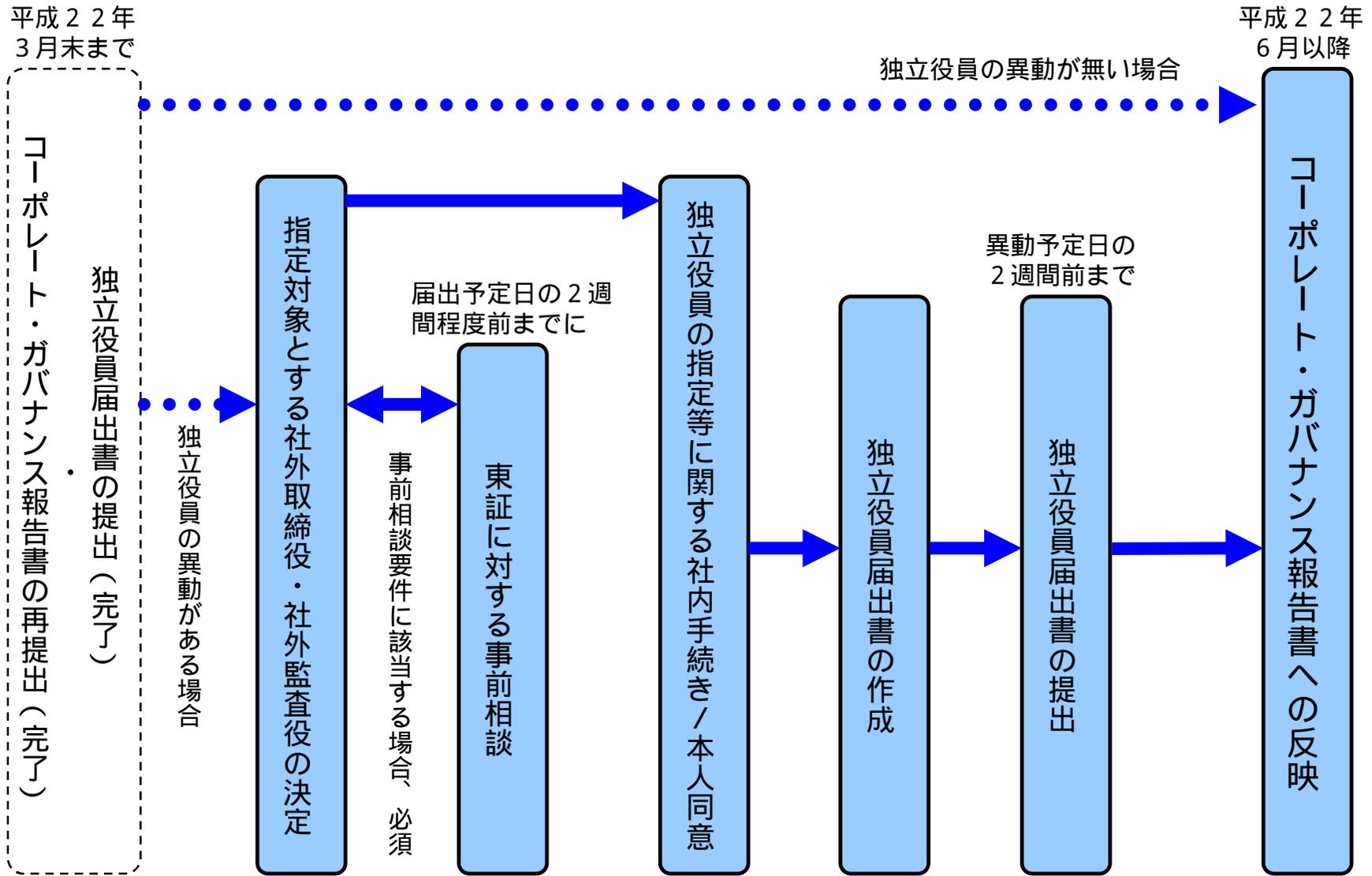
- 通期決算に係る適時開示の見直しに係る改正規則については、平成23年3月1日以後に終了する通期決算から適用します。（早期適用はできません。）。
- 「通期決算短信様式・作成要領」その他実務上の取扱い等については、四半期決算に係る適時開示の見直し後の実務の状況を踏まえた検討を行い、平成22年中を目途に別途通知することを予定しています。

第2部

2

コーポレート・ガバナンス関係

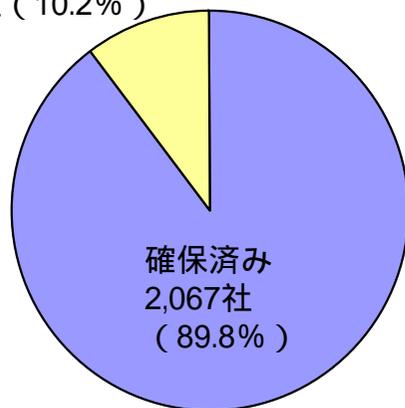
独立役員の届出のフロー



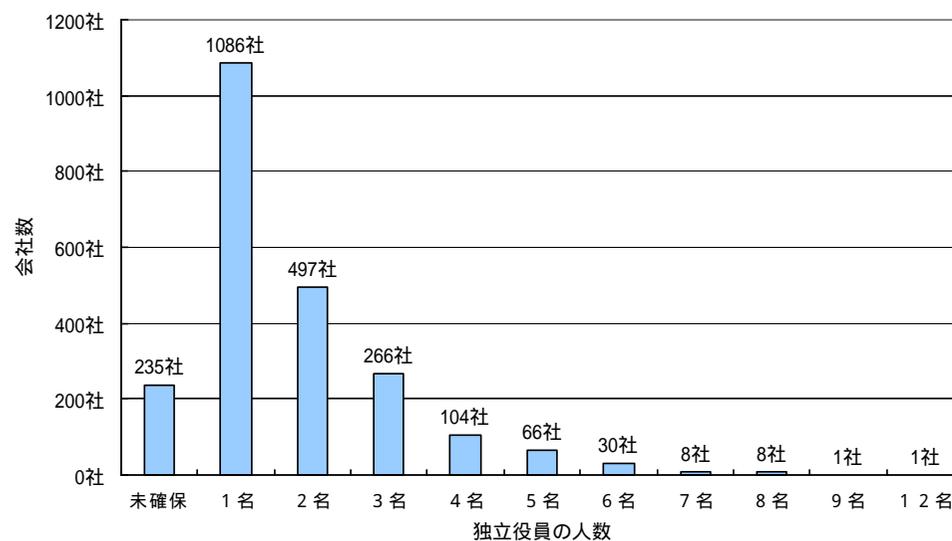
独立役員の確保の状況

- 2010年3月末時点で東証上場会社（ ）の約9割が独立役員を確保済み。
- のべ3,945名の独立役員について届出（確保済みの上場会社1社あたり1.9名）

独立役員の確保状況
未確保 235社（10.2%）



独立役員の数別分布

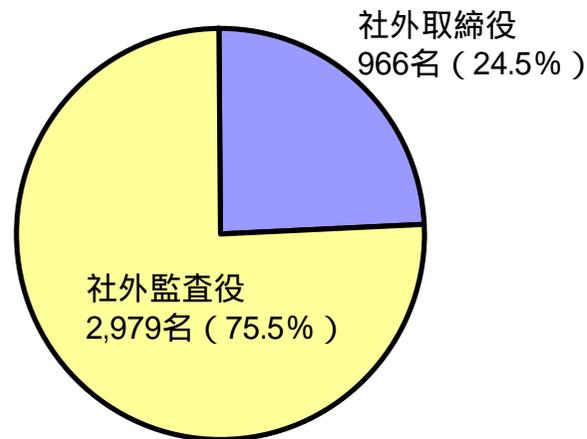


（ ） 本資料では、東証上場会社（2,302社）の独立役員の確保状況について集計を行っている。

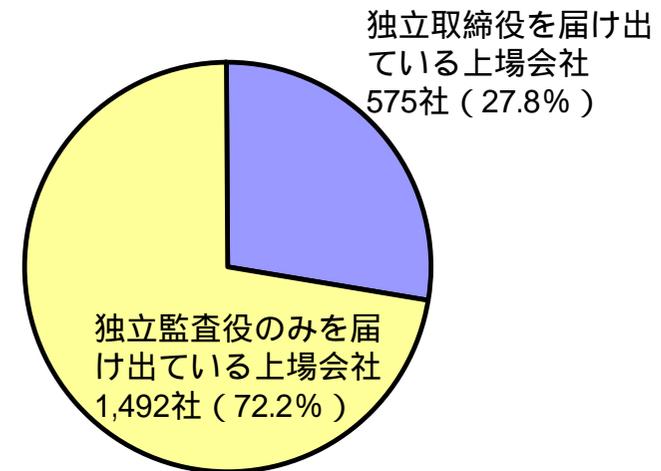
独立役員の確保の状況（続き）

- 独立役員のうち、社外取締役は24.5%、社外監査役は75.5%。
- 社外取締役を独立役員として届け出ている会社は27.8%、独立役員として届け出ているのが社外監査役のみである会社は72.2%。

社外取締役と社外監査役



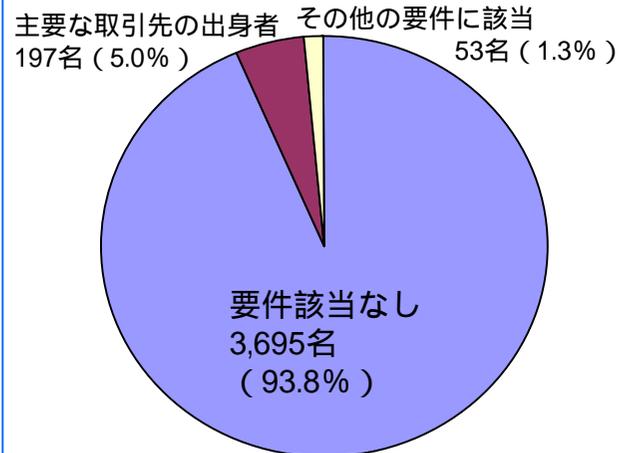
“独立取締役”の確保状況



独立役員の確保の状況（続き）

- 独立役員のうち、6.2%が“開示加重要件”（有価証券上場規程施行規則211条6項5号等に定める要件）に該当。
- 開示加重要件に該当している独立役員のうち、最も多いのはメインバンク等の金融機関出身者を中心とする「主要な取引先」の出身者。
- “事前相談要件”（上場管理等に関するガイドライン . 5（3）の2に定める要件）に該当する独立役員の届出事例なし。

開示加重要件への該当状況



	現在		過去	
	人数	割合	人数	割合
a1: 上場会社の親会社の業務執行者	0名	0.0%	0名	0.0%
a2: 上場会社の兄弟会社の業務執行者	0名	0.0%	2名	0.1%
b1: 上場会社を主要な取引先とする者の業務執行者	0名	0.0%	7名	0.2%
b2: 上場会社の主要な取引先の業務執行者	0名	0.0%	197名	5.0%
c: 監査法人、顧問弁護士事務所等の在籍者	0名	0.0%	9名	0.2%
d: 主要株主の業務執行者	9名	0.2%	31名	0.8%
e1: 上場会社又はその子会社の業務執行者の近親者	0名	0.0%	3名	0.1%
e2: 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(独立役員が社外監査役の場合)の近親者	0名	0.0%	0名	0.0%

独立役員に期待される役割の公表

- 独立役員は一般株主の利益保護のための制度であるが、形式的に独立役員を確保するだけでは、一般株主の利益保護は進まない。
- 独立役員が適切に機能するためには、上場会社各社の独立役員のみならず、すべての上場会社関係者が、制度の意義と独立役員に期待される役割を十分に理解した上で、制度が円滑に機能するための体制を整備することが不可欠。



- 東証の上場制度整備懇談会では、「独立役員に期待される役割」をとりまとめ、本年3月31日付で公表。

独立役員制度の意義

- 会社には多様な利害関係者が存在するが、上場会社に特有かつ共通しているのは、一般株主が存在することである。上場会社は、一般株主が存在するからこそ、円滑な資金調達機会を得るなどのメリットを享受できる。
- 一般株主の利益（株主共同の利益）は、会社の利益と一致するのが通常であり、一般株主の利益に配慮して会社の運営が行われることは、上場会社がその事業目的の達成と企業価値の持続的な向上を目指すことと基本的に同義。
- 平素から、上場会社の意思決定プロセスに独立した立場の者が関与していることが、一般株主の利益に配慮した公平で公正な決定のために、有効かつ必要である。

独立役員に期待される役割

独立役員には、上場会社の取締役会などにおける業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることが期待されている。

- 上場会社に対して確保が求められる独立役員は、最低1名以上であり、社外取締役・社外監査役のいずれでも良いということを踏まえると、独立役員に期待される役割とは、取締役であっても監査役であっても同じようにできること、しかも1名だけでもできること、ということになる。
- 独立役員には、上場会社の意思決定プロセスにおいて、一般株主の利益に配慮する観点から、発言機会を求め、必要な問題点等の指摘を行い、そうした問題意識が取締役会に出席する他のすべての役員に共有され、そのうえで取締役会などにおける判断が行われるように努めるなど、一般株主の利益保護のために行動することが期待される。

留意点

- 独立役員は、上記の期待される役割を果たすにあたり、例えば次のような点を考慮した適切な判断を行うことが望まれる。
 - 上場会社の業務執行に係る決定等が、その会社の事業目的の遂行及び企業価値の向上という視点からみて合理的なものであるかどうか。特に、一般株主の利益に対する配慮が十分に行われているか。
 - 業務執行に係る決定等を独立役員として適切に評価するために必要な情報が、あらかじめ十分に提供されているか。
 - 業務執行に係る決定等の目的、内容及び企業価値に与える影響が、正確、適切に開示されるよう工夫されているか。

留意点（続き）

- 独立役員は、会社法の定める社外取締役又は社外監査役の権限を適切に行使して、一般株主の利益保護に努めることが望まれる。
 - 一般株主の利益保護とは、他の利害関係者との利害調整を要する局面において、他の利害関係者の利益を考慮することを排除するものではない。
 - 企業不祥事を未然に防止することや、過度のリスクを伴う行動を牽制することだけではなく、企業価値の向上を実現するために、相応の行動をとることを促すような発言を行うことも、独立役員の役割に含まれうる（なお、独立役員が監査役である場合には、会社法上の権限との関係で、取締役とは異なる面がありうる）。

留意点（続き）

- 独立役員には、平常から、一般株主の声や期待に対する感度を高く保つように努めることが望まれる。
 - このことは、個々に株主の意見を直接聞くことまでをも意味するものではない。
- 独立役員には、平常から、上場会社の他の役員、業務執行者との間の円滑なコミュニケーションを保つよう配慮することが望まれる。

以上に述べた一般株主の利益保護について、独立役員がその役割を適切に果たすためには、上場会社の他のすべての役員、業務執行者においても、独立役員に期待される役割を十分に理解し、独立役員制度が機能するための体制を整備すること（独立役員への適時適切な情報伝達体制の整備、社内部門との連携、補助する人材の確保など）が不可欠である。

Q & A

Q . 東証の上場制度整備懇談会がとりまとめた「独立役員に期待される役割」に記載されている内容は、独立役員の実行ルールとして、今後、規則化されるのか。

A . 「独立役員に期待される役割」は、独立役員制度の理解と、制度の定着を図るための取組みを促進していく観点から取りまとめたものですので、独立役員に具体的な義務を課すことを目的とするものではありません。

変更時の届出

- 次に掲げる事由が生ずる場合には、原則として、当該事由が生ずる日の2週間前までに「独立役員届出書」を再提出。
 - 新たな独立役員の指定を行う場合
 - 届出済みの独立役員が退任する場合
 - 届出済みの独立役員が、独立役員の要件を充たさないこととなる場合
 - その他提出済みの独立役員届出書の記載内容に変更が生ずる場合（独立役員の属性や指定理由において言及された内容に変更が生ずる場合を含む。）

- やむを得ない事情により、事前の届出が行えなかった場合には、その旨及び事前の届出を行うことができなかった事情を「独立役員届出書」の「異動理由」欄に付記。

- 社外役員の再任時には、新たな届出は不要（独立役員届出書の記載内容に変更が生じた場合を除く。 ）。

ガバナンス報告書の更新

■ 記載欄

- 当該者が独立役員である旨

「社外取締役の選任状況」又は「社外監査役の選任状況」の「適合項目に関する補足説明」欄に、個々の独立役員ごとに記載。

- 当該者を独立役員として指定した理由

「社外取締役の選任状況」又は「社外監査役の選任状況」の「当該社外取締役（監査役）を選任している理由」欄に、個々の独立役員ごとに記載。

- 独立役員が確保されていない場合

「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」において、その旨及び独立役員確保に向けた今後の予定を記載。

The screenshot shows a form titled 'Sample Corporation Inc. コーポレートガバナンス CORPORATE GOVERNANCE'. Below the title is a section '会社との関係性(注)'. The main part of the form is a table with three columns: '氏名', '適合項目に関する補足説明', and '当該社外取締役が選任されている理由'. There are three rows of data in the table. Below the table is a section '業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項'. Two blue arrows originate from the text on the left: one points to the '適合項目に関する補足説明' column, and the other points to the '当該社外取締役が選任されている理由' column.

独立役員 の 指定理由について

- 独立役員として指定する者が、コーポレート・ガバナンス報告書における開示加重要件（右表）に該当する場合には、そうした事実を踏まえてもなお、独立役員として指定する理由を客観的かつ合理的に説明することが必要。
- コーポレート・ガバナンス報告書だけでなく、独立役員届出書においても同様の記載が必要。
- 独立役員届出書に記載された理由が適切なものでないと認められる場合には、当該届出書の再提出を求める。

開示加重要件（有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号等）
一般株主との利益相反が生ずるおそれがあると懸念される類型（例示） 十分な指定理由の開示が必要
<p>< 次の a から e までのいずれかに該当する場合 ></p> <p>a . 親会社又は兄弟会社の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者）</p> <p>b . 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等</p> <p>c . 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（ 1 ）</p> <p>d . 当該会社の主要株主（主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等）</p> <p>e . 次の（ a ）又は（ b ）に掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者 （ a ） a から前 d までに掲げる者 （ b ） 当該会社又はその子会社の業務執行者等（ 2 ）</p>

（ 1 ） 財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者

（ 2 ） 社外監査役を独立役員として指定する場合は、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与若しくは会計参与であった者を含む

独立役員 の 指定理由 について（ 続き ）

- 指定理由の記載のポイント
 - 「親会社」「兄弟会社」や「主要な取引先」等を退職後、一定の年数が経過しているという事実だけでは、出身母体の影響を受けない人物であることの説明としては不十分。
 - 以下のような説明は、社外役員として選任している理由にはなりうるが、“開示加重要件”に該当していてもなお独立役員として指定する理由（外観上の独立性が確保されていることの説明）としては不十分。
 - 「専門的知識」「豊富な経験」といった資質に関する説明
 - 「大所高所からの適切な助言をしており」といった行動に関する説明
- 定時株主総会終了後に提出するコーポレート・ガバナンス報告書において、独立役員届出書に記載した指定理由の記載を見直すことも可能。
 - 株主・投資者へのアカウントビリティ向上を図るために指定理由の記載について一層の充実を図ることが望まれる。

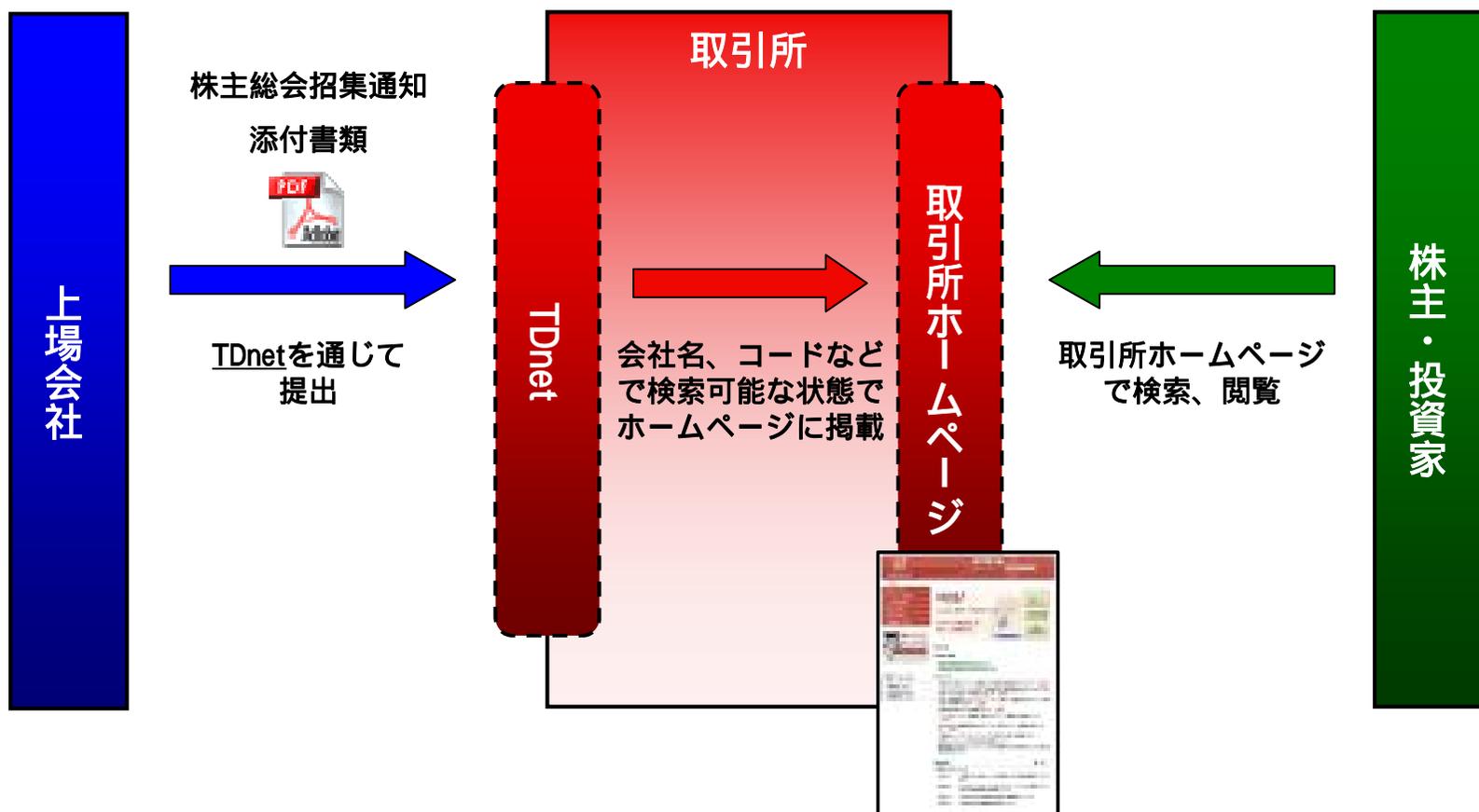
独立役員の指定理由に係る記載例

■ 開示加重要件に該当している者を指定する場合の独立役員届出書の記載例

独立役員の属性	独立役員の指定理由等（抄）
過去において、主要な取引先である金融機関の業務執行者であった者	同氏は、20年以上前に を退職し、その後、同社と直接の関係のないコンサルティング・ファームを経て、現在、 教授に就任されていることから明らかなように、既に同行と実質的に関係がありません。
過去において、主要な取引先である金融機関の業務執行者であった者	現在の金融機関からの借入金は僅かであり、現預金並びに同等分から借入金を差し引いた場合、実質上、無借金経営の状態にあることから、当社と同行の間に特別な関係がないと判断した。
過去において、兄弟会社の業務執行者であった者	過去40年以上前において 株式会社に社員として勤務していた経歴があるが、永年にわたって企業法務及び一般民事に携わる弁護士として独立した活動を行っており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断した。
過去において、主要株主である会社の業務執行者であった者	当社の主要株主である株式会社 の前身である の常務取締役であったが、平成8年に退任しており、その後の年数が10年以上経過していることや、その後同社が平成14年の との合併や、平成18年の との合併を行ったことから、主要株主出身者としての影響度は希薄である。 また、株式会社 と当社との間の取引上の関係は、収益、費用とも全体の1%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外監査役と判断している。

株主総会招集通知等の提出

- 株主総会招集通知を発送する日までに、TDnetを通じて取引所へ提出することが必要となる。



議決権行使結果の開示について

- 昨年10月29日に、すべての上場会社を対象に、株主総会議案の議決結果の賛否の票数を含めた公表について、積極的な対応を求める要請を実施。
- 本年3月31日、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等の公布・施行。

平成22年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会及びその後に開催される株主総会から、臨時報告書において株主総会議案の議決結果の賛否の票数を含めた開示を行うことが上場会社の義務。

各取引所の要請に基づくT D n e tでの適時開示は不要。

Q & A

Q . 株主総会招集通知を T D n e t に登録すると、そのデータはどこに掲載されるのか。

A . 各取引所の H P に会社ごとに掲載されます（「適時開示情報閲覧サービス」等には掲載されません）。

Q . 株主総会招集通知を T D n e t に登録すると、どの時点で各取引所の H P に掲載されるのか。

A . 23時29分までに T D n e t に登録された分について、翌日の午前1時30分頃に各取引所の H P に掲載されます。

その他 6 月の規則改正事項

- 支配株主による権限濫用を防止するための施策の整備
 - 上場会社が支配株主と重要な取引等を行う場合は、支配株主と利害関係のない者による、当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手を行う旨を新たに規定。
 - 重要な取引等とは、事業の譲渡や株式交換など上場会社が適時開示を行う必要がある事項を指す。
 - この場合に、必要かつ十分な適時開示を行うものとする。
 - 入手した意見の内容のほか、対価の公正性担保措置及び利益相反回避措置に関する事項等、開示内容を追加する。
- 議決権行使を容易にするための環境整備の拡充
 - 上場会社が「議決権行使を容易にするための環境整備」として、実質的な株主（ 1 ）による指図権の行使を容易にするための環境整備（ 2 ）を行うよう努める旨を新たに規定。
 - （ 1 ） 株主名簿上は信託銀行やカストディアン等の名義になっている株式を実質的に保有している機関投資家など
 - （ 2 ） 例えば、議決権電子行使プラットフォームへの加入などが考えられる。

今後の予定

- 独立役員制度に関連して、今後、独立役員向けのセミナー等を開催予定。
- コーポレート・ガバナンス報告書については、様式及びシステムの追加開発を含めて、2011年以降の実施を目途に記載項目の見直しの検討を進める。

(ご参考)

- 法制審議会 会社法制部会（本年4月～）
 - 会社を取り巻く幅広い利害関係者からの一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方、親子会社に関する規律（企業結合法制）についての検討が行われる。

参考資料

〔 第 1 部関係 〕

- (資料 1) 「 四半期決算短信様式・作成要領 」
- (資料 2) 「 上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会報告 」
- (資料 3) 四半期決算に係る適時開示の見直し、 I F R S 任意適用を踏まえた上場制度の整備等について【制度要綱】

〔 第 2 部関係 〕

- (資料 4) 「 独立役員届出書 」 の公衆縦覧等の開始について
- (資料 5) 「 上場制度整備の実行計画 2 0 0 9 (具体策の実施に向け検討を進める事項) 」 に関する審議のとりまとめ
- (資料 6) 独立役員に期待される役割
- (資料 7) 株主総会議案の議決結果の公表について
- (資料 8) 株主総会招集通知の提出方法について
- (資料 9) 独立役員届出書の集計結果について

本説明会資料に添付している参考資料は、東京証券取引所から上場会社宛に発信した通知文を収録したものです。